

青森県デジタル人材育成研修オンライン学習サービス提供業務 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、オンライン学習サービス提供業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めたものである。

2 本業務の目的

青森県デジタル人材育成方針に基づき、デジタル技術を積極的に活用した行政サービスの向上や業務改善・業務改革など、DX推進の中核を担う「DX推進員」を計画的・集中的に育成することを目的に実施するものである。

本業務は、当該育成研修を効果的に実施するために必要となるオンライン学習サービスの提供を行うものとする。

3 本業務の内容

(1) オンライン学習サービスの提供に関すること

(ア) オンライン学習サービスについて

オンライン学習サービスは、ウェブサイトやアプリケーションなどのプラットフォームを通じて、定額で利用できるようにすること。

(イ) 利用者

利用者は、青森庁内職員とする。

なお、ライセンス付与については、管理者が実施できるようにすることとする。

(ウ) 対象人数

対象人数は、合計200名（管理者を含む）とする。

(エ) 利用期間

令和6年6月1日～令和7年3月31日まで

(2) オンライン学習サービスのコンテンツや機能、学習状況管理・学習計画について

(ア) オンライン学習サービスのコンテンツについて

多様な学習ニーズに対応した幅広い分野の学習コンテンツとすることとし、概ね10,000以上の学習コンテンツが提供できるようにすること。

なお、品質保証の観点から、提供する学習コンテンツは国や都道府県に対して、DX人材育成プログラムとして提供した実績を有すること。

以下のコンテンツは必ず用意すること。

DX推進	: IT用語入門、デジタル戦略、DX概要、プロジェクト推進など
データ利活用	: データリテラシー、可視化ツール (Power BI, Tableau) など
業務効率化	: RPA、AIチャットボット、Google App Script など
企画・立案推進	: プレゼンテーション、ロジカルシンキング、デザイン思考 など
ITスキル分野	: ウェブデザイン、プログラミング言語、クラウドサービス など
AI・IoT分野	: AI、機械学習、統計学、データ分析 など
OAスキル分野	: ワード、エクセル、パワーポイント など
マーケティング分野	: デジタルマーケティング、ブランディング、PR など
ヒューマンスキル分野	: リーダーシップ、コーチング、コミュニケーション
英語分野	: ビジネス英語など
その他	: 行政専用講座 (EBPM、広報戦略等)

(イ) DSS 準拠について

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が定める「デジタルスキル標準」 (DSS) における全項目に対してそれぞれ対応する学習コンテンツが存在すること

- (ウ) オンライン学習サービスについて
サービス契約期間中において、最新の情報が盛り込まれたコンテンツが新規公開された場合、そのコンテンツを追加の費用なく受講可能なこと。またプログラミング学習等の受講内容によっては、ケーススタディとなる電子ファイル形式のデータをダウンロードして、演習ができること、演習内容の定着が確認できる確認テスト講座が含まれていること。
 - (エ) オフラインでの視聴について
移動中での視聴も鑑み、スマートフォンやタブレットなどの端末に事前に動画をダウンロードし、オフライン環境でも視聴できるようにすること。また、専用アプリをインストールする必要がある場合には、それらを追加費用なく提供すること。
 - (オ) 利用者の登録について
利用者の登録の際には利用者の名前・メールアドレスを記載したCSVファイルを読み込むことで一括登録及び特定のグループへの登録・役割の割り当て機能を有すること。
 - (カ) 利用者の管理について
学習管理システムにある利用者一覧の画面から、各利用者にシステム管理者、グループ管理者、一般利用者のいずれかの役割の割り当て登録及び変更や、各利用者のアカウントの有効化または無効化が設定可能であること。
 - (キ) 学習状況等の把握について
学習管理システムの管理者画面にて、該当利用者の受講コンテンツを把握できるようにすること。また特定の期間を抽出して上記の項目を閲覧できる機能を持つこと。
 - (ク) 内製動画のアップロードについて
研修効率の観点から、庁内で内製した研修動画をオンライン学習サービス内で視聴でき、かつ視聴管理ができる機能を有すること。
 - (ケ) オンライン学習サービス内の学習計画機能について
利用者が受講しやすいうように、オンライン学習サービス内にて推奨コンテンツや庁内の内製コンテンツや資料、外部WEBサイトを学習計画としてまとめ、特定の利用者に割り当てることが出来る機能を有すること。
 - (コ) 学習定着の可視化について
学習定着度を可視化すべく、オンライン学習サービス環境上で講座に関するテストやアンケートを作成できる機能を有すること。
 - (サ) 修了証明書について
修了証明を行う観点から、動画の項目を全て視聴した段階で受講完了を示す修了証明書を発行する機能を有すること。
- (3) 本業務を円滑に実施するためのサポート
- (ア) 利用マニュアルの作成
利用者用、管理者用の利用マニュアルを作成すること。
 - (イ) サポートページの用意
利用者の質問等に直接対応できるサポートページを用意し、オンライン学習ツールの動作・操作に関する質問等に対応すること。
 - (ウ) サポート体制
受講促進のために必要となるサポートを適宜行うこと。
また、システム障害の発生時等には、速やかに報告が可能な体制が確保すること。
 - (エ) 各種情報提供
全国の自治体における人材育成事例や、本オンライン学習サービスの活用事例、新着講座の紹介など研修運営に有効な情報を適宜メルマガやセミナーなどを通じて提供すること。

(オ) 効果測定・評価について

希望があれば利用者向けのアンケート調査により、研修効果の測定を行えるようにすること。なお他の都道府県なども含む全国平均値も合わせて提供できるようにすること。

4 マニュアル等の提出

本業務の実施にあたっては、操作マニュアル・利用者向けマニュアル等を納品すること。

5 本業務委託における受注要件

当該オンライン学習サービスを国や都道府県に対して提供した実績を有すること。

6 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 事業者からの提案内容について、仕様書の内容を満たしているかどうかを判断する場の設定や提案書等の提供を求めた際には、速やかに応じること。
- (2) 受託者は、本委託業務の遂行上知り得た情報、資料について承認なく、この契約以外の目的で使用し又は第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受託者は、委託業務を行うために提供された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- (4) 受託者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、協議の上処理すること。